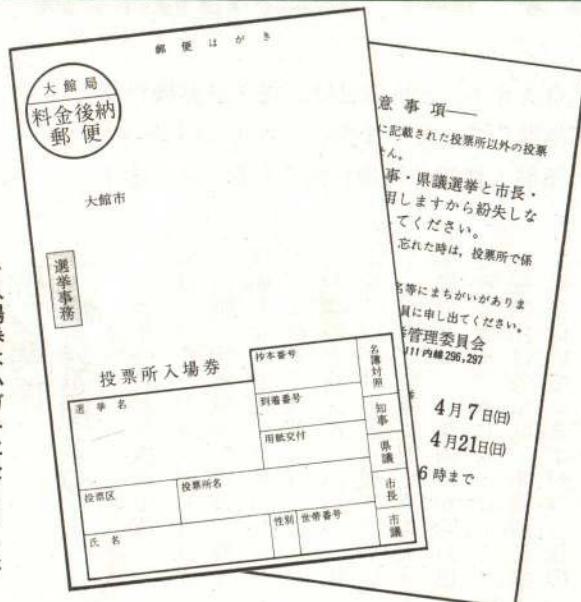


君の想い あなたの希望を 一票に



▶ 入場券はハガキになりました

- ▽ 今回の入場券はハガキです。個人ごとに郵送しましたのでお確かめください。
- ▽ 入場券は2回使います。市長・市議選挙にも使いますから大切に保管してください。
- ▽ 入場券に記載されている「投票所名」を確認し、投票日当

入 場 券

知事・県議選挙 投票日

4月7日(日)

○ 投 票 時 間 ○
午前7時～午後6時

統一地方選挙がスタートしました。4月7日は県知事選挙、県議会議員一般選挙の投票日です。秋田県の、そして私たちの将来を左右する大事な選挙ですから、必ず投票しましょう。

『あなたが選ぶ 秋田の未来』

投票できる人

日は忘れずにご持参ください。
▽ 入場券を紛失した場合は、投票日当日に投票所で再発行します。

▽ 年齢・4月7日現在で満20歳以上の人(=昭和46年4月8日までに生まれた人)

▽ 転入・3月28日現在で3ヶ月以上大館市に居住している人(=平成2年12月28日以前から大館市に居住している、住民基本台帳に記録されている人)

▽ 転出・3月11日以降に市内で転居した人については、入場券を転居前の住所へ郵送しています。

投票所を間違えないようご注意ください。

▽ 入場券が届いていない場合は市選管へご連絡ください。

○ 指定病院に入院中の場合○○
指定病院(市立総合病院、労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院)に入院中の人が歩行困難な人は、病院内での不在者投票できます。

不 在 者 投 票

投票日に、仕事の都合や旅行等で不在の人などは、前もつて不在者投票できます。

とき・4月6日まで
(土曜日もできます)
8時30分～17時

ところ・市選管事務室
(市役所第2会議室)

持参するもの
入場券、印鑑(ハンコ)

※ 不在者投票する人は、不在期間、行き先の住所、用務内容、

投票用紙には 氏名を記入

知事選挙・県議選挙では、それぞれ投票用紙に候補者の氏名を書くことになります。どちらの選挙も、投票用紙、候補者氏名をよく確かめて、書き方を間違えないようご注意ください。



市選挙管理委員会
☎ 495-3111
(内線296-297)
☎ 425-3112 (直通)

○ 重度の障害がある人○○
身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で、重度の障害(歩行が困難)がある人は郵便で不在者投票できます。この場合、市選管に郵便投票証明書等を請求してください。

職業などを宣誓書(用紙は選管事務室にあります)に書かなければなりません。
○ 出稼ぎ等の場合○○
出稼ぎなど其他市町村にいる人は、事前に不在者投票の投票用紙等を市選管へ請求してください。